

平成24年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成24年2月21日(火)開会

平成24年2月21日(火)開会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成 24 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会会議録

目次

第 1 号 (2 月 21 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会 (午後 1 時 30 分)	3
野志広域連合長の招集あいさつ	3
開議	4
日程第 1 議席の指定 (新議員)	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	4
日程第 3 会期の決定	4
日程第 4 諸般の報告	4
日程第 5 議案第 1 号 平成 23 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算 (第 3 号)	4
青木事務局長の提案説明	5
表決	5
日程第 6 議案第 2 号・第 3 号 (2 件) 一括上程	5
青木事務局長の提案説明	6
表決	8
日程第 7 議案第 4 号・第 5 号 (2 件) 一括上程	8
青木事務局長の提案説明	8
表決	9
閉議	9
野志広域連合長の閉会あいさつ	10
閉会 (午後 2 時 2 分)	10

付 録

平成 24 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会議案件名及び議決結果一覧表……………	13
平成 24 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会諸報告一覧表……………	14

平成24年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成24年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

平成24年2月14日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日 時 平成24年2月21日(火)午後1時30分
- 2 場 所 松山市三番町四丁目9番地6
シュロス日銀前 4階第1会議室

平成24年2月21日(火曜日)

議事日程 第1号

2月21日(火曜日)午後1時30分開議

日程第1

議席の指定(新議員)

日程第2

会議録署名議員の指名

日程第3

会期の決定

日程第4

諸般の報告

日程第5

議案第1号 平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会補正予算(第3号)

日程第6

議案第2号 平成24年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 平成24年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第7

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1

議席の指定（新議員）

日程第 2

会議録署名議員の指名

日程第 3

会期の決定

日程第 4

諸般の報告

日程第 5

議案第 1 号

日程第 6

議案第 2 号・第 3 号

日程第 7

議案第 4 号・第 5 号

出席議員（21 名）

1 番	山 口 最 丈	3 番	寺 井 克 之
4 番	丹生谷 利 和	6 番	岡 田 勝 利
7 番	石 橋 寛 久	8 番	宇都宮 富 夫
10 番	白 旗 愛 一	12 番	徳 増 稚養一
13 番	清 水 裕	14 番	中 村 佑
15 番	井 原 巧	16 番	三 好 幹 二
17 番	大 西 勉	19 番	高 野 宗 城
20 番	白 石 勝 也	21 番	中 村 剛 志
22 番	稲 本 隆 壽	23 番	松 澤 周 作
24 番	関 本 良 夫	25 番	松 浦 司
26 番	清 水 雅 文		

欠席議員（5 名）

2 番	稲 葉 輝 二	5 番	長 野 和 幸
9 番	藤 田 幸 正	11 番	藤 田 義 規
18 番	上 村 俊 之		

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	野 志 克 仁	副広域連合長	佐々木 龍
副広域連合長	山 下 和 彦	監 査 委 員	清 水 一 夫
会 計 管 理 者	上河内 孝	事 務 局 長	青 木 正 行
事務局次長兼総務課長	砂 野 元 昭	事 業 課 長	菊 川 世 紀

開 議

寺井議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

議席の指定（新議員）

寺井議長 まず、**日程第1、「議席の指定」**を行います。今回再選出されました白石議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席と指定を致します。

会議録署名議員の指名

寺井議長 次に、**日程第2、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において7番石橋議員、8番宇都宮議員を指名致します。

会 期 の 決 定

寺井議長 次に、**日程第3、「会期の決定」**を議題と致します。

お諮り致します。今期、定例会の会期は本日1日と致したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

寺井議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定を致しました。

諸 般 の 報 告

寺井議長 次に、**日程第4、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員からお手元配付の監査等結果報告一覧表のとおり2件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。以上で、諸般の報告を終わります。

議 案 第 1 号

寺井議長 次に、**日程第5、議案第1号、「平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」**を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。青木事務局長。

[青木事務局長 登壇]

青木事務局長 議案第1号、平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は二点ございます。まず、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ10億6,707万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,845億3,940万3千円と定めるものでございます。もう一点は、債務負担行為の補正でございます。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」4目「特別高額医療費共同事業費国庫補助金」の補正額2,264万1千円は、特別高額医療費共同事業に係る国保中央会への拠出金の財源として国から交付されるものでございます。また、5目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の補正額10億4,443万3千円は、低所得者等の保険料負担の追加軽減措置をこれまでと同様に、平成24年度も継続するための財源として国から交付されるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。8ページをお開きください。

4款、1項、1目「特別高額医療費共同事業拠出金」の補正額2,264万1千円は、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、国保中央会においてレセプト1件あたり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、全国レベルで財政調整をするため実施している特別高額医療費共同事業の実績見込みが当初予定を上回ったため、国保中央会へ支出する所要額を増額補正するものでございます。

次に、9款「基金積立金」1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」の補正額10億4,443万3千円は、先程歳入で御説明申し上げました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てるものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。債務負担行為の補正につきまして御説明申し上げます。

「被保険者証等作成及び封入封緘等業務委託」につきまして債務負担行為を追加するものであります。これは、平成24年8月に被保険者証の一斉更新を行うことから、被保険者証の作成等に係る業務委託について、23年度中に入札等の業務が必要となるため、期間と限度額を定めるものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

寺井議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第1号、「平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、原案可決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

寺井議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定を致しました。

寺井議長 次に、日程第6、議案第2号、「平成24年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号、「平成24年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。青木事務局長。

[青木事務局長 登壇]

青木事務局長 議案第2号及び議案第3号につきましては、別冊となっております「平成24年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算書」により一括して御説明申し上げます。

予算書を2ページ捲っていただき、1ページを御覧ください。

まず、議案第2号、「平成24年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明致します。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,407万4千円と定めております。詳細につきましては、5ページからの説明書により御説明致します。

それでは、5ページを御覧ください。

ここには、歳入の総括を、次の6ページには歳出の総括を記載しております。合計額は、歳入歳出ともに1億9,407万4千円で、前年度と比較しまして、213万4千円、1.1%の減となっております。これは、人件費及び事務費等の減によるものでございます。

7ページを御覧ください。

歳入の主なものは、1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町負担金」1億9,255万円で、広域連合の管理運営に係る人件費及び事務費等の県内20市町からの負担金でございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。11ページをお開きください。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の1億9,157万円は、組織及び事業の運営に係る経費で、主なものは、12ページになりますが、19節「負担金、補助及び交付金」1億7,420万7千円で、各市町からの派遣職員25名分の給与等負担金などでございます。この他、議会費、選挙管理委員会費及び監査委員費などを経費として計上しております。以上が一般会計に関する説明でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

次に、議案第3号、「平成24年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明致します。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,857億4,373万円と定めております。第2条では、一時借入金の限度額を150億円と定めております。これは特別会計の1ヶ月分の支出見込額に相当する額でございます。詳細につきましては、23ページからの説明書により御説明致します。

それでは、23ページをお開きください。

ここには、歳入の総括を、次の24ページには歳出の総括を記載しております。合計額は、歳入歳出ともに1,857億4,373万円で、前年度と比較しまして、27億7,526万9千円、1.5%の増となっております。これは、主に被保険者数と一人当たりの医療費の増加に伴う医療給付費の増によるものでございます。

25ページを御覧ください。

歳入の主なものを御説明致します。1款「市町支出金」1項「市町負担金」1目「保険料等負担金」の152億3,731万8千円は、20市町が徴収した保険料及び法令上の保険料軽減分を補てんする保険基盤安定に係る負担金でございます。前年度と比較しまして、保険料率の改定等により、13億4,268万8千円の増となっております。また、2目「療養給付費市町負担金」の148億8,983万1千円は、療養給付費に係る定率の市町負担金でございます。前年度と比較しまして、2億4,762万2千円の増となっております。

続きまして、2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費国庫負担金」の445億9,734万5千円は、療養給付費に係る定率の国庫負担金で、2目「高額医療費国庫負担金」の6億4,725万1千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費の国庫負担金でございます。前年度と比較しまして、合わせて8億818万4千円の増となっております。

次に、26ページをお開きください。

2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目「財政調整交付金」の166億6,383万7千円は、後期高齢者医療制度の財政調整のための国からの交付金でございます。

次に、27ページを御覧ください。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費県負担金」の148億8,983万1千円は、療養給付費に係る定率の県負担金で、2目「高額医療費県負担金」の6億4,725万1千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に係る県負担金でございます。前年度と比較しまして、合わせて3億9,747万2千円の増となっております。

また、3款「県支出金」2項「財政安定化基金支出金」1目「財政安定化基金交付金」の6億6,700万円は、保険料の上昇抑制を図るため、愛媛県財政安定化基金の一部を取り崩し交付されるものでございます。

次に、28ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」の753億4,001万3千円は、現役世代からの後期高齢者医療への支援金でございます。前年度と比較しまして、4億5,010万9千円の増となっておりますが、これは医療給付費の増によるものでございます。

29ページを御覧ください。

6款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」の12億6,919万5千円は、低所得者及び被扶養者の保険料負担の追加軽減措置の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れるものでございます。前年度と比較しまして、1億1,668万9千円の増となっておりますが、これは対象者数の増加によるものでございます。

31ページをお開きください。

中段の9款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」の3億790万円は、交通事故などの第三者の行為により生じた医療給付に対し、過失割合に応じ、加害者から損害賠償金として納付されるものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。32ページをお開きください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の4億4,396万3千円は、被保険者の資格管理や給付事務に係る委託料、通信運搬費及び電算機器の賃借料などでございます。前年度と比較しまして、1億1,008万7千円の増となっております。これは、19年度に導入しました電算機器の5年のリース期間が終了するため、年度内に機器更新を行うことや、医療費の適正化事業として新しく後発医薬品利用差額通知を行うことなどによる増であります。

続きまして、34ページをお開きください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」の1,754億1,235万9千円は、保険者である広域連合が医療機関等に支払う医療費の現物給付であり、前年度と比較しまして、24億3,170万3千円の増となっておりますが、これは、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療給付費の増によるものでございます。また、2目「療養費」の10億9,694万9千円は、柔道整復師やマッサージ師の施術などに伴う療養費でございます。また、4目「審査支払手数料」の5億2,015万5千円は、国保連合会で行っておりますレセプト

の審査や医療機関等への医療費の支払いなどにかかる手数料でございます。

続きまして、35 ページを御覧ください。

2 款「保険給付費」2 項「高額療養諸費」1 目「高額療養費」の 73 億 419 万 2 千円、次の 2 目「高額介護合算療養費」の 2 億 543 万 9 千円は、被保険者が負担した医療費のうち、法令で定める限度額を超えた部分について、被保険者へ給付するものでございます。前年度と比較しまして、合わせて 2 億 8,034 万 3 千円の増となっております。

次に、2 款「保険給付費」3 項「葬祭費」1 目「葬祭費」の 2 億 5,168 万円は、被保険者が死亡した際に葬祭執行者に 2 万円を支給するものでございます。

36 ページをお開きください。

3 款、1 項、1 目「県財政安定化基金拠出金」の 1 億 4,855 万円は、広域連合の財政安定化を図るため、愛媛県が設置する財政安定化基金に国、県、広域連合がそれぞれ 3 分の 1 を拠出し、積み立てるものでございます。

次に、37 ページの中段を御覧ください。

5 款「保健事業費」1 項「健康保持増進事業費」1 目「健康診査費」の 2 億 47 万 2 千円は、各市町において実施していただく健康診査に対する委託料などでございます。

最後に、42 ページをお開きください。

こちらには、先の議案第 1 号の平成 23 年度補正予算で御決定いただいた「被保険者証等作成及び封入封緘等業務委託」の債務負担行為に関する調書を掲載しております。説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

寺井議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第 2 号、「平成 24 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第 3 号、「平成 24 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の 2 件については、原案可決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

寺井議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定を致しました。

議案第 4 号・第 5 号

寺井議長 次に、日程第 7、議案第 4 号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」及び議案第 5 号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の 2 件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。青木事務局長。

[青木事務局長 登壇]

青木事務局長 議案第 4 号及び議案第 5 号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書の 11 ページをお開きください。

まず、議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、平成23年度まで特例的に措置していた、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者に対する保険料負担の追加軽減措置を、国の方針に基づき、平成24年度も継続するための財源に基金を充てることから、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案書の13ページをお開きください。

議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、保険料率の改定と賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減措置を継続するため、所要の規定の整備を図るものでございます。まず、保険料率の改定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、現行の保険料率を改定し、平成24年度及び25年度の2年間の財政運営期間における保険料率を定めるものでございます。近年におきましては、高齢化による被保険者数や医療の高度化による一人当たりの医療費の増に伴い、医療給付費が年々増加していることから、その財源の一部となる保険料も増額せざるを得ない状況となっております。しかしながら、少しでも被保険者の皆様のご負担を軽減するため、2年前の改定におきましては、剰余金や県の財政安定化基金を活用し、保険料率を据え置いたものでございます。そこで、今回通常ならば15パーセントを超える増額をお願いしなければならないところではありますが、今回におきましても県の財政安定化基金を最大限活用し、上昇抑制を図ったものでございます。具体的に申し上げますと、所得割率は7.84パーセントから8.72パーセントに、均等割額は4万1,227円から4万4,194円となり、一人当たりの保険料は、平成23年度と比較しまして、9.4パーセントの上昇となっております。また、中低所得者の保険料負担の軽減のため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額を現行の50万円から55万円に引き上げることとしております。さらに平成24年度においても保険料負担の追加軽減措置を継続する国の方針に基づき、保険料の減額に係る特例規定を追加するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

寺井議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」及び議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の2件については、原案可決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

寺井議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定を致しました。

以上で、日程は全て終了致しました。

閉 議

寺井議長 したがって、本日の会議を閉じます。

広域連合長閉会あいさつ

寺井議長 閉会にあたり、広域連合長からあいさつがあります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

野志広域連合長 平成 24 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成 23 年度補正予算、24 年度当初予算及び条例改正について御審議をいただき、御決定を賜りまして、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

今回御決定いただきました次年度以降の保険料率でございますが、20 年度の制度施行以来初めての増額となることから、被保険者の皆様に対しまして大きな混乱を招くことのないよう、十分周知を行っていく所存でございます。今後も被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、各市や町と連携を図りながら現行制度の円滑かつ安定的な運営を続けていくことが責務でございますので、議員の皆様にも引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。皆様方どうもありがとうございました。

閉 会

寺井議長 これをもちまして、平成 24 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を閉会致します。

午後 2 時 2 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 寺井克之

議員 石橋寛久

議員 新井高夫